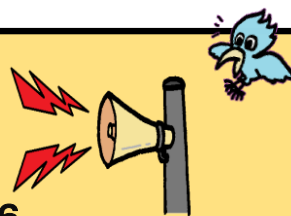


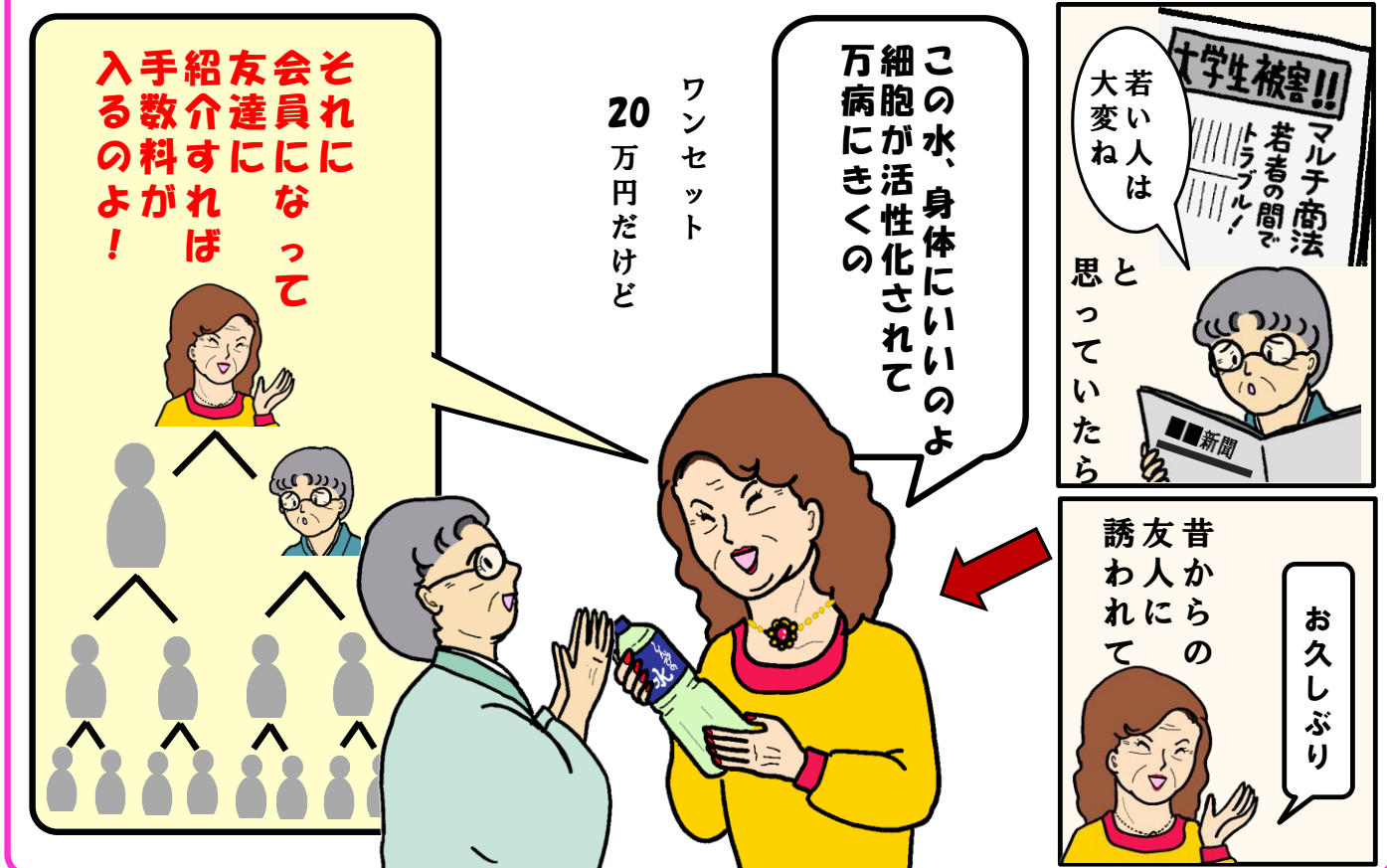
ホットな

消費者ニュース

～消費者被害にあわないための最新情報をお届けします！ VOL. 36



中高年のマルチ商法トラブル増加中！の巻



- 「儲かる」などの甘い言葉には注意しましょう！
- マルチ商法は、知人・友人を勧誘していくので、人間関係も壊れかねません。
- 連鎖販売取引に該当すれば、契約書を受取ってから20日間以内であれば、**クーリング・オフ**できます。

イラスト：鈴木 薫

※おかしいと思ったら、すぐ消費生活センターに連絡しましょう！

- 和歌山県消費生活センター
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛8F
電話：073-433-1551 FAX：073-433-3904
(平日) 9:00～17:00 (土・日) 10:00～16:00 (電話相談のみ) (祝日・年末年始を除く)
- 専門相談員による消費者相談 第2・4水曜日13～16時
- くらしの窓口(紀の川くらしのネットワーク) 毎週水曜日13～15時
場所：紀の川市役所南別館2階 電話：0736-79-3919
- 紀の川市役所 農林商工部 商工観光課
紀の川市西大井338番地
電話：0736-77-2511 FAX：0736-79-3928

